AMEDにおける課題評価の重要性

・AMEDは、医療分野の研究開発における基礎から実用化までの一貫した研究開発の推進・成果の円滑な実用化及び医療分野の研究開発のための環境の整備を総合的かつ効果的に行うため、医療分野の研究開発及びその環境の整備の実施や助成等を行う機関です。

・AMEDがこれらの目的を達成するためには、公募に応じて提出された研究開発提案の中から、公募の趣旨に合致し、科学的な価値や実現可能性等の観点から優れたものを選定し、また支援した課題の進捗状況を評価することが、極めて重要になります。

・AMEDの課題評価は、原則として、外部専門家である評価委員から構成される課題評価委員会において行われます。

・AMEDでは、様々な領域の多くの専門家に評価委員として参画していただくこと、評価委員の多様性（年齢、性別、所属施設等）を増すこと等に取り組んでいます。同時に、評価の手法や、利益相反（COI）のマネジメント方法をよりよいものとするよう、取り組んでいます。

課題の事前評価

・課題の事前評価は、公募に応じて提出された研究開発提案書の中から、AMEDが支援する課題を選定するための、重要なプロセスです。研究開発提案書を基に書面審査が行われ、さらに必要に応じてヒアリングが行われます。

・事前評価は、総合評価を含む評価項目を設定して行われます。
（大項目の例）①事業趣旨等との整合性、②科学的・技術的な意義及び優位性、③計画の妥当性、④実施体制、⑤所要経費、⑥事業で定める項目及び総合的に勘案すべき項目、⑦総合評価

・総合評価は、原則として、10段階評価で行われます。各委員には「採択してよい」と評価する場合に６点以上を、「採択すべきでない」と評価する場合に5点以下を付けていただきます。各委員の総合評価の平均が、評価委員会の評価となります。

点	意味
10	Exceptional 並外れて優れている
9	Outstanding 極めて優れている
8	Excellent 大変優れている
7	Very good 優れている
6	Good 良い

点	意味
5	Fair やや良い
4	Marginal 良いとも悪いともいえない
3	Poor 劣っている
2	Very poor 非常に劣っている
1	Extremely poor 極めて劣っている

課題の中間評価

・課題の中間評価は、研究の進捗状況を把握することにより、以後の資源配分方針や研究開発計画等を検討するもので、原則として、研究開発期間が5年以上である課題について、3年程度ごとを目安として実施します。
・総合評価は、原則として、10段階評価で行われます。各委員には「計画どおり進捗している（必要に応じて見直し）」と評価する場合に６点以上を、「計画どおり進捗していない（見直し（抜本的見直しを含む。）が必要）」と評価する場合に5点以下を付けていただきます。各委員の総合評価の平均が、評価委員会の評価となります。

課題の事後評価

・課題の事後評価は、原則として研究終了後の適切な時期に、研究の実施状況、成果等を明らかにするために実施します。
・総合評価は、原則として、10段階評価で行われます。各委員には「計画どおり進捗している（成果が得られている）」と評価する場合に６点以上を、「計画どおり進捗していない（成果が得られていない）」と評価する場合に5点以下を付けていただきます。各委員の総合評価の平均が、評価委員会の評価となります。

※事前評価では採択課題や評価委員が公表され、中間・事後評価では研究課題や評点等以外の評価結果、評価委員が公表されます。（評価委員は、評価終了前は非公表です。）
※被評価者には、原則、評価委員会の評点を含む評価結果や、そのコメントを通知します。（事前評価の採択者については、原則、採択の旨、評価委員会のコメント等を通知します。）
※評価委員等に公募の応募者等から働きかけを行うことは、禁止されています。

課題評価委員の利益相反(COI)マネジメント

・課題評価委員として、最先端の科学及びその社会的意義を熟知している方が参画することは大変重要ですが、同時に、評価の公正性及び透明性を担保することが必要です。

・このため、AMEDでは、主に以下の内容により、課題評価委員の利益相反（COI）マネジメントを実施しています。

○評価委員は、当該評価委員会の担当する公募の研究代表者・分担者となることはできません。

※自らが研究代表者・分担者となっている課題を含む中間・事後評価を行うこともできません。

○評価委員は、被評価者（研究代表者・分担者等）と次のような関係にある場合、利益相反の予防的マネジメントの対象として、原則として当該被評価者の課題評価に参加できません。※

①被評価者が家族（配偶者及び一親等の者）のとき、②被評価者と同一の組織に所属しているとき、③被評価者と過去３年度以内に緊密な共同研究を実施したとき、④被評価者と密接な師弟関係にあるとき、⑤被評価者から過去３年度以内にいずれかの年度において100万円を超える経済的利益を受けたとき、⑥被評価者と直接的な競合関係にあるとき 等

※ただし、評価の科学的妥当性を確保する上で特に必要があり、かつ、評価の公正かつ適正な判断が損なわれないと委員長が認めた場合には、課題の評価に参加することができます。

○評価委員は、委員会の開催の都度、利益相反の状況について、申告することが求められます。